

# 平成27年4月1日より、 改正建設業法・改正入札契約適正化法が施行されます

平成27年3月23日  
名取市総務部財政課

## ●入札時に入札金額の内訳書の提出が必要になります

平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が改正され、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました。

### 【4月1日以降入札時の取扱い】

- ・ 様式は、任意のもので構いませんが、参考様式の内容をすべて満たしたもので作成してください。（参考様式：裏面参照）
- ・ 入札時に持参し、1回目の入札の際、入札執行者の指示により提出願います。
- ・ 内訳書の内容に不備（工事件名の誤記、入札金額と内訳書総額の著しい相違等）がある場合は、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とします。
- ・ 談合情報が寄せられた場合等談合の可能性が疑われるときに、提出された内訳書の内容を比較する等により、必要に応じて、入札を中止する、関係機関に内訳書を提出する等の対応をとる場合があります。

## ●施工体制台帳の作成・提出が小規模工事でも必要になります

現在、施工体制台帳は、下請契約の請負代金額が合計3,000万円以上（建築一式工事の場合は合計4,500万円以上）の場合のみ作成・提出を求めています。が、公共工事については下請金額の下限を撤廃し、公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出するものとされました。

### 【4月1日以降の取扱い】

- ・ 落札決定後、発注者（工事担当課）の示す期日まで、提出すること。

参考様式

平成〇〇年〇〇月〇〇日

名取市長 様

住 所 名取市××××

名 称 株式会社××××

代表者氏名 代表取締役 ×× ×× 印

工 事 費 内 訳 書

工 事 名 第〇〇号 〇〇線道路改良工事

工 種 等	金 額(円)	
道路改良	14,500,000円	A
土工	5,000,000円	a
法面工	2,000,000円	b
擁壁工	3,500,000円	c
雑工	4,000,000円	d
直接工事費	14,500,000円	A(a+b+c+d)
共通仮設費計	100,000円	B
純工事費	14,600,000円	A+B
現場管理費	200,000円	C
一般管理費等	300,000円	D
工事価格	入札金額と一致 15,100,000円	A+B+C+D

- \* 入札時に提出する内訳書の様式は、任意のもので構いませんが、参考様式の内容をすべて満たしたもので作成してください。
- \* 入札時に持参し、1回目の入札の際、入札執行者の指示により提出願います。
- \* 内訳書の内容に不備(工事件名の誤記、入札金額と内訳書総額の相違等)がある場合は、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とします。
- \* 談合情報が寄せられた場合等談合の可能性が疑われるときに、提出された内訳書の内容を比較する等により、必要に応じて、入札を中止する、関係機関に内訳書を提出する等の対応をとる場合があります。